

只見町障がい者等コミュニケーション支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者又は障害児（以下「聴覚障がい者等」という。）に、手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の方法により、聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化により、聴覚障がい者（児）等の社会生活上の利便を図り、もって聴覚障がい者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障がい者等 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害を有する者をいう。
- (2) 手話通訳者等 聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有し、聴覚障がい者等に手話通訳及び要約筆記を行う者で第5条第2項の登録を受けた者をいう。

(派遣対象者)

第3条 手話通訳者等の派遣を受けることができる者は、町内に居住地を有する聴覚障がい者等で、手話通訳者等がいなければ、健聴者との円滑な意志の疎通を図ることが困難な者と只見町長（以下「町長」という。）が認めた者とする。

(派遣事業)

第4条 手話通訳者等の派遣は、聴覚障がい者等が外出の際に意志の疎通が円滑に行えないことにより、社会生活上支障があると認められた場合に行い、派遣時間は町長と手話通訳者等とが協議し決定するものとする。

2 手話通訳者等の派遣区域は、只見町内とする。

(手話通訳者等の登録)

第5条 手話通訳者等の登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、只見町手話通訳者等登録申請書（別記第1号様式）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、登録の可否を只見町手話通訳者等登録決定・却下通知書（別記第2号様式）により登録申請者に通知するものとする。

3 町長は前項の規定により登録申請者を手話通訳者等に登録することを決定したときは、只見町手話通訳者等登録台帳（別記第3号様式）に登録するとともに、只見町手話通訳者等登録証（別記第4号様式）を交付するものとする。

（派遣の申請）

第6条 手話通訳者等の派遣を受けようとする聴覚障がい者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で聴覚障がい者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「派遣申請者」という。）は、只見町手話通訳者等派遣申請書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、ファクシミリにより申請することができる。

（派遣の決定等）

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、手話通訳者等派遣の可否を決定し、担当の手話通訳者等を選定のうえ、只見町手話通訳者等派遣可否決定通知書（別記第6号様式）により、派遣申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により派遣する手話通訳者等を選定したときは、只見町手話通訳者等派遣依頼書（別記第7号様式）により、その者に手話通訳等の依頼を行うものとする。

（利用者負担）

第8条 手話通訳者等の派遣に要する利用者負担は無料とし、全額を公費負担とする。

（報告）

第9条 手話通訳者等は、派遣された日の属する月の翌月10日までに当該月分の手話通訳等の活動の内容を只見町手話通訳者等活動報告書（別記第8号様式）により、町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告を受けた日の属する月の翌月末日までに、別に定めるところにより算定した賃金及び交通費を手話通訳者等に支払うものとする。

（損害保険への加入）

第10条 第5条第2項の登録を受けた手話通訳者等（以下「登録者」という。）は、町の負担により傷害保険に加入するものとする。

（変更の届出）

第11条 登録者は、第5条第1項に規定する申請の内容に変更が生じたときは只見町手話通訳者等登録変更届（別記第9号様式）を町長に提出するものとする。

（登録の辞退）

第12条 登録者は、第5条第2項に規定する登録を辞退するときは、只見町手話通訳者等登録辞退届（別記第10号様式）を町長に提出するものとする。

（遵守事項）

第13条 手話通訳者等は手話通訳等の活動を行うに当たっては、常に聴覚障がい者等の人権を尊重し、誠意をもって活動するとともに、手話通訳等の活動上知り得た秘密を守らなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

只見町手話通訳者等登録申請書

年 月 日

只見町長

氏 名
住所
申請者
印

只見町障がい者等コミュニケーション支援事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所		電話番号	
1 手話の経験年数 年			
2 要約筆記の経験年数 年			
3 その他の資格等			
※資格を有する者は、その資格を証するものの写しを添付すること			
4 活動できない日及び時間			
5 その他			

第2号様式（第5条関係）

只見町手話通訳者等登録決定・却下通知書

年 月 日

様

只見町長

印

只見町障がい者等コミュニケーション支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

1 決定

登録番号		登録年月日	
登録期間	自 年 月 日 至	年 月 日	
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所		電 話 番 号	
備 考			

2 却下

理由

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第3号様式（第5条関係）

只見町手話通訳者等登録台帳

番号	手話通訳者等				登録期間				活動できない日及び時間	備考
	氏名	住所	電話番号	種別						
				手話通訳者 要約筆記 その他	自	年	月	日		
				手話通訳者 要約筆記 その他	至	年	月	日		
				手話通訳者 要約筆記 その他	自	年	月	日		
				手話通訳者 要約筆記 その他	至	年	月	日		
				手話通訳者 要約筆記 その他	自	年	月	日		
				手話通訳者 要約筆記 その他	至	年	月	日		
				手話通訳者 要約筆記 その他	自	年	月	日		
				手話通訳者 要約筆記 その他	至	年	月	日		
				手話通訳者 要約筆記 その他	自	年	月	日		
				手話通訳者 要約筆記 その他	至	年	月	日		

第4号様式（第5条関係）

（表）

契 印		5.5cm
第 号		
只見町手話通訳者等登録証		
氏 名		
住 所		
上記の者は、只見町手話通訳者等であることを証明する。		
年 月 日交付		
只見町長		印

8.5cm

（裏）

取扱い上の注意
1 手話通訳等の活動の際は、必ず携帯すること。
2 他人に貸与しないこと。
3 住所、氏名等に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
4 登録の取消し等により不要になったときは、返却すること。

第 5 号様式（第 6 条関係）

只見町手話通訳者等派遣申請書

年 月 日

只見町長

申請者 氏 名 居住地
電話番号 ()
FAX番号 ()

只見町障がい者等コミュニケーション支援事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり手話通訳者等の派遣を申請します。

記

身体障害者手帳番号		第 号			
日 時	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで				
派 遣 先		派遣先 住 所			
派遣内容					
理 由	1 1 人暮らし又は聴覚障がい者（児）等のみの世帯のため、付き添う者がいない。 2 家族の都合が悪いため 3 その他 ()				
備 考					

第 号
年 月 日

只見町手話通訳者等派遣可否決定通知書

様

只見町長 印

只見町障がい者等コミュニケーション支援事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 派遣する

派遣日時	年 月 日 ()		
	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	
派遣先		派遣内容	
待合わせ場所		担当手話通訳者等	
備考			

2 派遣しない

理由

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第7号様式（第7条関係）

只見町手話通訳者等派遣依頼書

年 月 日

様

只見町長 印

只見町障がい者等コミュニケーション支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり手話通訳等を依頼いたします。

記

依頼者氏名		性別	男 ・ 女
依頼者居住地		生年月日	年 月 日
手話通訳等 依頼日時	年 月 日（ ）		
	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後		
派遣先		派遣内容	
備考			

第 8 号様式（第 9 条関係）

只見町手話通訳者等活動報告書

年 月 日

只見町長

報告者住所
(手話通訳者等)氏名 印

只見町障がい者等コミュニケーション支援事業実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり手話通訳等の活動の報告をします。

記

活動日時	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
活動場所	
依頼者氏名	
活動内容	
交通費	
備考	

第 9 号様式（第11条関係）

只見町手話通訳者等登録変更届

年 月 日

只見町長

只見町障がい者等コミュニケーション支援事業実施要綱第 11 条の規定により、下記のとおり届け出
します。

記

登 録 者 名		登録番号	
住 所		電話番号	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
氏 名 等			
住 所			
そ の 他			
変更年月日			

第10号様式（第12条関係）

只見町手話通訳者等登録辞退届

年 月 日

只見町長

只見町障がい者等コミュニケーション支援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

登 録 者 名		登 録 番 号	
住 所		電 話 番 号	
辞退の理由			

※ 只見町手話通訳者等登録証を添付すること。